

## 今治市ちびっこ広場の設置及び整備等に関する要綱

平成17年1月16日

要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空閑地を確保造成し、環境を整備して児童の豊かな情操及び健康な身体を養い、併せて交通事故、犯罪等から児童を守り、市民生活の安定及び地域の連帯意識の育成に寄与するため、今治市内の自治会等の各種団体（以下「自治会等」という。）が設置するちびっこ広場（以下「広場」という。）の設置、整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用地の確保)

第2条 自治会等は、広場を設置しようとするときは、土地の所有者から3年以上の使用期間を定めた使用契約書（別記様式第1号）を締結し、広場用地を確保しなければならない。

2 広場用地は、個人所有の50平方メートル以上の空閑地とする。

(設置、整備及び管理)

第3条 広場の設置、整備（交換、修理、撤去を含む。以下同じ。）及び管理が、自治会等の費用と責任において行わなければならない。

(補助金)

第4条 市長は、前条の設置、整備又は管理に要する費用を、自治会等に予算の範囲内において補助することができる。

2 前項の補助金額は、別表の基準により算出する。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、ちびっこ広場設置費補助金交付申請書（別記様式第2号）、ちびっこ広場整備費補助金交付申請書（別記様式第3号）又はちびっこ広場管理奨励費補助金交付申請書（別記様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 設置費補助金交付申請及び整備費補助金交付申請は、事業着工前に、管理奨励費補助金交付申請は、市長の定める期間に申請しなければならない。

3 市長は、自治会等から前項の補助金交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(変更)

第6条 自治会等は、申請事項を変更しようとするときは、あらかじめちびっこ広場設置費（整備費・管理奨励費）補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金額に変更をきたさないときは、この限

りでない。

(廃止)

第7条 自治会等は、広場を廃止しようとするときは、廃止日の6月前までに、ちびっこ広場廃止届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた自治会等が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、この要綱に違反したとき又は申請内容に変更(廃止を含む。)があったときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業完了報告)

第9条 自治会等は、ちびっこ広場の設置事業又は設備事業が完了したときは、ちびっこ広場設置(整備)事業完了報告書(別記様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、完了検査合格後又は検収終了後に、自治会等のちびっこ広場補助金請求書(別記様式第8号)による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた自治会等が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又はこの要綱に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、今治市ちびっこ広場設置要綱、波方町「みんなの広場」整備事業補助要綱及び大西町みんなの広場設置事業要綱に基づき設置された広場は、この要綱に基づいて設置された広場とみなす。

附 則(平成21年3月10日要綱)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の今治市ちびっこ広場の設置及び整備等に

関する要綱の規定は、同日以後の申請される補助金に係るものについて適用する。

別表（第4条関係）

区 分	補 助 金 額	備 考
設 置 費	40万円（消費税等を含む。）を限度とし、設置費総額の8割以内	土地造成、遊具・水道・電機・花壇等設置
整 備 費	15万円（消費税等を含む。）を限度とし、整備費総額の8割以内	遊具・フェンスその他施設の整備、交換・修理・撤去等
管 理 奨 励 費	（固定資産税額＋1㎡あたり70円）の9割以内	

- 注1 管理奨励費補助金額は、年間の金額であり、使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りで計算し、1月未満の端数は切り捨てる。
- 2 設置事業期間は、使用期間に含む。
- 3 設置費及び整備費の補助金額に100円未満の端数が生じた場合又は管理奨励費の補助金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。